

施設整備地域連絡協議会設置要綱の一部改正案に対する意見一覧

要綱改正案に対する意見	対 応
<p>①タイトルについて 「施設整備地域連絡協議会設置要綱一部改正新旧対照表」を「施設整備地域連絡協議会設置要綱(案)一部修正案 新旧対照表」とする。</p>	<p>①タイトルについて 「施設整備地域連絡協議会設置要綱一部改正(案) 新旧対照表」とします。</p>
<p>②附則について 「この要綱は、平成 26 年 2 月 12 日から施行する。」を削除する。</p>	<p>②附則について 要綱は、協議会を開催するうえで必要な根拠であり、2 月 12 日付で制定したものであるため、2 月 12 日施行は削除できません。</p>
<p>③第 1 条に下線部分を加える。 第 1 条 小平市、東大和市及び武蔵村山市（以下「3 市」という。）が東大和市桜が丘 2 丁目 1 2 2 番地の 2 に共同設置を合意した 3 市共同資源物処理施設（以下「施設」という。）の建設に関し、3 市及び小平・村山・大和衛生組合と地域住民がその妥当性を評価し更に地域の良好な環境の維持、向上及び安全の確保を図ることを目的として、3 市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p>	<p>③協議会は、施設を建設するに当たり、地域住民の方々からご意見をいただき、よりよい施設と周辺の環境整備に向けて協議するために設置したものであり、施設の建設についての妥当性を評価するためのものではございません。</p>
<p>④第 3 条第 4 項の「委員」を「地域委員」に変更（第 1 項第 4 号に規定する委員は「団体等」に属さないため）</p>	<p>④「委員」を「地域委員」に変更します。</p>
<p>⑤第 4 条に「再任を妨げない」と「会長及び副会長が地域委員でなくなった場合には、その地位を失う」を追加する。</p>	<p>⑤「再任を妨げない」と「会長及び副会長が地域委員でなくなった場合には、その地位を失う」を追加します。</p>
<p>⑥第 5 条に「会議の議長は、会長が務める。」を追加する。</p>	<p>⑥協議会は、議決機関ではありませんので、「会議の進行は、会長が務める。」に変更して追加します。</p>
<p>⑦第 5 条に「会議の招集は、少なくとも会議を開く日の 2 週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、委員に通知しなければならない。」を追加する。</p>	<p>⑦毎回の会議の中で、次回の会議の予定をお知らせし、日程が決まり次第通知いたします。早期に通知できるように務めますが、要綱での規定はいたしません。</p>

<p>⑧第 5 条に「会議は、地域委員の半数以上が出席しなければならない。」を追加する。</p>	<p>⑧やむを得ない事情により欠席される場合には、代理出席も可能です。団体で、どなたも出席できない場合には、資料等の提供や、ご希望があれば日程等を調整し説明及びご意見を伺います。また、協議会は議決機関ではありません。</p>
<p>⑨第 5 条に「会議の議事は、地域委員総数の 4 分の 3 以上で決する。」を追加する。</p>	<p>⑨協議会は、議決機関ではありませんので、決はとりません。</p>
<p>⑩第 5 条に「地域委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、地域委員と同一の団体等に属する他の者に権限を委任し、その者を代理者として出席させることができる。」を追加する。</p>	<p>⑩第 5 条に「地域委員又は専任者が、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、同一の団体等から選任された他の者が代理者として出席することができる。」を追加します。</p>
<p>⑪議事録の作成、保管等に関する項目を追加する。 「会議の議事について、衛生組合事務局は、会議後 1 週間以内に議事録を作成しなければならない。」</p>	<p>⑪第 5 条第 4 項では、「会議録の作成にあたり、会長、副会長の確認後、速やかに委員及び専任者に送付する。」こととしています。また、次回の会議前までに送付できるように努めます。</p>
<p>⑫議事録の作成、保管等に関する項目を追加する。 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、会長及び副会長がこれに署名押印しなければならない。」</p>	<p>⑫会議録は全文で作成しますので、会議の内容は網羅されています。会長・副会長にも確認していただきます。</p>
<p>⑬議事録の作成、保管等に関する項目を追加する。 「会議が非公開となったものを除き、会議録は衛生組合のホームページにおいて公開しなければならない。」</p>	<p>⑬第 5 条第 4 項では、「会議が非公開となったものを除き、会議録は衛生組合のホームページにおいて公開する。」こととしています。</p>
<p>⑭第 2 条の「3 市及び小平・村山・大和衛生組合と地域住民が、その目的のために議論した内容は、3 市市長及び小平・村山・大和衛生組合管理者へ報告する。」について、「報告する。」を「報告し了承を得る。」にしてはいかがか。(協議した結果なので、報告で終わらせるのではなく、了承を得ることではいかがか。)</p>	<p>⑭「報告する」と同時に承知されると考えています。したがって、「報告する。」のままいたします。</p>
<p>⑮第 5 条第 4 項「会議録の作成にあたり、会長、副会長の確認後、速やかに委員及び専任者に送付する。」について、不参加を表明している団体にも、会議録と資料を配布してはいかがか。</p>	<p>⑮不参加団体にも希望により情報提供をしたいと考えています。</p>

<p>⑩要綱は、施設建設の是非を前提とした協議会とする内容としていただきたく、グランドメゾン案を望みます。第3回協議会にて協議のうえ、決定することを望みます。</p>	<p>⑩協議会は、施設の建設に当たり、3市及び小平・村山・大和衛生組合と地域住民が地域の良好な環境の維持、向上及び安全の確保を図ることを目的として設置していますので、施設の建設の是非を前提としたものではありません。</p>
<p>⑪第2条の2について、「前項の協議は、包括的な廃棄物処理体制計画と連携して実施する。」</p>	<p>⑪最初にご提案いただいた趣旨が、資源物処理施設だけの議論ではなく、廃棄物全体で考えるというものであったと認識しています。したがって、「体制計画」を加えなくても趣旨が伝わりますので、「前項の協議は、包括的な廃棄物処理と連携して実施する。」のままいたします。</p>
<p>⑫第2条第3項の前に「協議内容の結論は参加者の過半数でもって決議する。」を加える</p>	<p>⑫協議会は議決機関ではないので、決はとりません。</p>
<p>⑬第3条の(4)について、地域連絡協議会なので、行政側の課長は委員として含めないのが良いと思う。</p>	<p>⑬第1条のとおり、協議会は3市及び小平・村山・大和衛生組合と地域住民が地域の良好な環境の維持、向上及び安全の確保を図ることを目的として設置していますので、行政側の課長も委員となります。</p>
<p>その他の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正案に賛成します 1件 ・特にありません 4件 ・特に問題ない 1件 	
<p>・会議参加団体の中から会長、副会長を出すとのことですが、恐らく、なり手がいないのではないのでしょうか。強硬な反対者が存在する中での会議の運営は、困難です。 小平・村山・大和衛生組合主導での説明会的なものでもやむを得ないのかもしれませんが。</p>	
<p>・3市共同資源物処理施設の建設には賛成いたします。こういった施設が建設されるかは私としては素人のため分からないので、3市共同で決めて建設を進めてください。</p>	